

| | |
|--------------|---|
| Title | <翻訳>東アジアにおける法学の伝播経路 (三・完) : 日本・中国の「法学通論」から台湾の「法学緒論」 へ |
| Author(s) | 王, 泰升; 坂口, 一成 |
| Citation | 阪大法学. 2020, 70(1), p. 181-220 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/87286 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

東アジアにおける法学の伝播経路（三・完）

——日本・中国の「法学通論」から台湾の「法学緒論」へ——

王 泰 升
坂口 一成／訳

- 一 はじめに…ある台湾の法学者の「法学緒論」経験
 - (一) 研究テーマの由来
 - (二) 法学知識の構築プロセス
- 二 分析対象の著作および研究方法
 - (一) 研究テーマに照準を合わせた史料収集
 - (二) 研究方法に関する補足説明
- 三 戦前日本の法学通論
 - (一) 明治前期における「法学通論」の創設
 - 1 明治初期の法学教育の概況
 - 2 法学通論科目の創設および展開
 - (二) 戦前日本における法学通論の盛衰

1 帝国大学の場合

2 私立法律学校の場合

(三) 法学通論の著述内容

1 執筆形態

2 想定された科目の内容（以上、六九卷五号）

四 民国期中国の法学通論

(一) 明治日本から清末中国への伝播

1 中国語による日本の法学通論の知識の吸収

2 政府と民間に支えられた総論重視の法学通論

(二) 清末を踏襲した北洋政府期

1 学校教育における法学通論の地位

2 北洋政府期の法学通論の内容

(三) 国民政府期の中国化と党国化

1 学制および国家試験における法学通論の地位

2 国民政府期における法学通論の内容

3 民国中国における法学通論の「夕陽限り無く好し」（以上、六九卷六号）

五 戦後台湾の法学緒論

(一) 台湾学制上の法学緒論の発展プロセス

1 戦後台湾の法と政治をめぐる大環境

2 台湾大学法学院で身の置き場を得て安らかに天寿を全うした法学緒論科目

(二) 法学緒論の既存の著述内容

1 台湾第一世代の法学者…法学緒論教科書の塑造

2 台湾第二世代および第三世代の法学者…刷新よりも踏襲

(二) 法学緒論の機能および内容の再設定

- 1 知的バックグラウンドおよびニーズを異にする三種類の学習者
- 2 法学専攻者のための法学緒論
- 六 結論：明治日本から民国中国を経て、戦後台湾に至った法学の伝播経路（以上、本号）

五 戦後台湾の法学緒論

1 戦後台湾の法と政治をめぐる大環境

一九四五年の第二次世界大戦終結後の台湾は、中国国民政府を掌握する国民党政権の統治に移り、別の歴史的段階へと進んだ。戦後初期の台湾は、日本統治を受けたことのない外省人が政治的マジョリティとなったが、その人数は極めて少なかった。そのため、社会文化において継続したのは、五〇年以上台湾を統治した戦前日本であった。今日、台湾大学社会科学院図書館にある法学通論教科書は、元々は**日本統治時代**の台北商業専門学校（後述）および台北帝大文政学部の蔵書であったが、当時の台湾の法学界は法学通論を決して重視していなかった。先述のとおり、台北帝大文政学部の文科および台北帝大文政学部政学科のカリキュラムには法学通論がなかった。専ら台湾の宗教を研究していた増田福太郎が台北帝大理農学部農学科で「農業法律学」を担当し、「法学序説」というタイトルの書を教科書とし、法学通論に関する知識を講授していた²⁰⁾だけであった。

民国期の中華民国法制は、一九四五年一〇月二五日から台湾において施行された。もともと、一九四九年一月に中華民国中央政府は軍事接収されたばかりのこの海島に移転してきた。そしてそれは同年一〇月に樹立され

た新たな中国政府——中華人民共和国政府——と台湾海峡を隔てて政治的に対峙し、相互の往来はなくなった。二〇世紀を通じて台湾が唯一中国大陆と同じ政権の統治を受けたこの四年間（一九四五～一九四九年）、台湾人民は大学のカリキュラム（詳細は後述）または図書館において、先述の民国中国にて中国化・党国化された法学通論に接することができた。⁽²⁰⁾ しかしながら、これら法学通論書（表二参照）は、梅仲協が述べたように、多くは日本を参考にしていたため、日本統治下台湾の図書館が所蔵していた戦前日本の法学者による法学通論書（表一参照）が伝授する法学の基本概念と非常に似通っていた。この二つの源泉は、後述のように戦後台湾の法学緒論書（表三参照）の礎石となった。

2 台湾大学法学院で身の置き場を得て安らかに天寿を全うした法学緒論科目

台湾大学「暦年科目表」（一九四七～二〇〇三学年度）における旧「法学院」各学系（現在は「社会科学学院」および「法律学院」下に設置）の科目表⁽²⁰⁾は、戦後初期の台湾で「法学通論」から「法学緒論」へ移行したプロセスを示している。終戦後、旧「台北帝国大学」は「国立台湾大学」に改組された。同校は一九四六年一〇月になり、当時台湾で唯一の法学教育機関⁽²¹⁾台湾大学法律学系を開設し、法学院の下に置いた。系主任は中国内地から来た洪広灶であった。⁽²²⁾台湾大学一九四七学年度の前期（同年九月開始）・後期（一九四八年二月開始）の科目表によれば、**法律学系**一年次およびその他の年次には、「法学通論」または「法学緒論」と称する科目はなかった。同じく台湾大学法学院に属する政治学系・商学系にもこの科目はなかった。だが、**経済学系**の二～四年次には必修の「法律概論」があり、しかも法律学系の洪遜欣が担当した。注意に値することは、台湾大学法学院が台湾省行政専科学校（日本統治時代の台北高等商業学校）を併合したことにより設置した**普通行政専修科**においては、二年次科目に必

修の「法学通論」があり、満洲国長春法政大学で教鞭を執った陳宝川が担当したことである。⁽²⁰⁾

こうした科目配置は、先述の戦後初期の中国の文脈（一九四二年の法学通論廃止に関する教育部の決定は徹底執行されていなかった）において理解しなければならぬ。戦後は過去よりも法律・政治・経済学科をそれぞれ専門により区別することを強調したため、たとえ歴史的に残された「法学院」の看板をなお共に戴きつつであっても、それぞれの学系を設置した。法学通論は常に「法学の深みが足りない」と考えられていたため、法律家を養成する法律学系の一年次については、法律専門科目としなかった。逆に、法律を専門としないが、国家法について概略的な認識が求められた学系においては、一九三〇年代以後、中国の諸法（各論）をカバーする法学通論が常に必修とされた。当時の台湾大学経済学系は、より適切に「法律概論」と称していた。

「法学緒論」と称する科目は、一九四二年に中国で開催された教育会議で提出されたものであったが、その創設は一九四九年の台湾であった。専ら法律学系一年次生のために開設された法学緒論は、一九四九年に初めて台湾の法学教育に登場した。台湾大学の一九四八学年度後期（一九四九年二月開始）の法律学系の科目表には、一年次の必修として、梅仲協が担当する「法学緒論一（半期）」が記載されていた。梅仲協は一九四九年一月に台湾大学法律学系に着任⁽²⁰⁾、同年二月の後期からこの法学緒論を担当した。梅はまさに教育部の一九四二年の決議に参加しており、法学院各系学生に対して、法学の一般原理のみに重点を置いた法学緒論を講じた。台湾大学の一九四八学年年度の科目表においてはまた、法学通論を「法学院共通必修」と見る傾向があり、政治学系は経済学系がすでに開設していた「法律概論」を一年次の必修とし、経済学系は「法律概論」を二年次の必修と確定すると同時に、商学系も「法学通論」（「概論」ではなかった。陳威鵬担当）を一年次の必修とした。だが後述のように、商学系は次の学年度から「法学通論」を廃止した。そのため、一九四八学年年度の後期終了時の一九四九年六月はまた、大学課程の一

部としての法学通論が台湾で最後の姿を見せた時でもあり、同年末に民国期中国（中国の中華民国）も終わりを告げた。もつとも、中華民国政府の台湾移転後の考試院が、一九五〇年代に台湾で実施した普通試験の試験科目にはなお「法学通論」があった。⁽²⁰⁾

フランス留学経験のある梅仲協の法学緒論に対する認知および重視は、先述の教育部決議のみならず、より多くはその法学に対するイメージに由来する。梅仲協は一九四三年に中国の重慶で出版した『法律論』において、「我々が法規範の内容を認識しようとすれば、社会生活の状態、とりわけ経済・歴史とその他の条件を徹底的に理解しなければならぬ」、そのため「実定法の解読は、条文の注釈に偏らざるをえず、支離滅裂・無味乾燥になっており……法理的検討を重視しなければ、その要領を得ることはできない」、しかも「法治国において、政治・経済上の一切の措置は、必ず法律を制定しなければ忠実に遵守されえず、推進に利さないため、政治家と経済学者も法の原理を理解していなければ、過ちを犯してしまう」と述べた。⁽²⁰⁾ 梅仲協は法が特定の社会的文脈の産物であるという知識論の立場に基づき、法学の一般原理を講授するこの法学緒論については、法律系の学生が履修しなければならぬのみならず、政治系・経済系の学生も同様であると考えた。

「法学緒論」はここから台湾の法学および社会科学教育において、次第に肯定され、かつその名称を確立していった。台湾大学の一九四九学年度科目表によれば、法律学系のカリキュラムに初めて四年次必修として「法理学」が登場したが、法学緒論（半期、梅仲協担当）は引き続き一年次必修とされた。戦前日本の法科教育が法理学を重視し、法学通論を軽視したことに比べて、戦後台湾の法学教育はここで「一年次の法学緒論で入門し、四年次の法理学で総括する」学習モデルを設定し、しかも後述のようにこれが数十年続いた。政治学系は新旧併存の配置であった。一年次必修に法学緒論（半期、梅仲協担当）を追加したが、三年次必修としてなお「法律概論」（通年、陳

茂源担当)があった。こうした科目配置は、「法学緒論」では法学の一般原理しか講じないのに対して、「法律概論」では諸法の概要を合わせて講授するため、**区別**する必要があったことによる。当時、経済学系は二年次必修の法律概論(陳茂源担当)を維持していた。商学系は一年次必修の法学通論を削除した。

一九五〇学年度に至り、法学緒論はすでに台湾大学法学院の**三学系**(法律・政治・経済)の必修科目であった。この学年度から、一年次に「共通必修」の三民主義が加わった²⁰⁾。だが、法律学系はなお一年次必修の法学緒論(梅仲協担当)を維持し、しかも半期から**通年**科目に変更した。政治学系は法律学系と同様に一年次必修で通年の法学緒論(梅仲協担当)を採用したが、元々必修であった法律概論を**廃止**した。経済学系も「法学緒論」(洪遜欣担当)を二年次必修に改めると同時に、選択科目の「法律概論」(陳茂源担当)を開設した上で、「補充的履修または再履修の学生のために開講する」と注記した。理論上、この両科目は名称のみならず、内容も異なるため、二つのクラスに分けて講義する必要があった。商学系はその一年前に法学通論を廃止しており、法律知識の重要性を認めなかったように見えるが、当時、一年次必修として「民法総則」(梅仲協担当)があった。その講義内容は法学の一般原理ではなく、民法典の一編にすぎなかった。

台湾大学法律学系は「法律専修科」を「司法クラス」に転換するに当たって、法学緒論を補充的に履修しなければならずと特別に求めた。このことは、それが法律学習において必要な**専門科目**であると認めたに等しく、また既存の必修の法理学の影響を受けることはなかった(戦前の日本とは異なる)。すなわち先述の**一九五〇学年度**の台湾大学法学院各学系のカリキュラムの状況は、基本的にその後も**続いた**。だが、一九五三年に司法行政部が司法官人才を養成するために、台湾大学法学院内に修業年限三年の「法律専修科」を設置し、一九五五年にはそれを修業年限四年の法律学系司法クラスへと改組し、原法律学系は法律学系法学クラスとなった²⁰⁾。元来、修業年限が一年

少ない状況下で、日本明治期の速成科の特色を有する法律専修科には、一年次必修科目として三民主義はあったが、法学緒論はなかった。そして直接的に憲法、民法総則、刑法総論、司法制度等を必修とした。そこで一九五五年度の科目表において、法学緒論（陳樸生に担当変更）・憲法・民法総則が法律学系法学クラスおよび司法クラスの一年次の必修とされた。だが、司法クラス三年次課程に、必修の法学緒論が追加され、「司法クラス一年次と合同開講」と特記された。このことは一方で両者の講義内容が同様であったことを示し、他方では三年次生はすでに二年間法学を学び、しかも四年次には法理学が必修とされていたが、なおそれまで履修したことのない法学緒論のトレーニングを受けなければならず、「一年次の法学緒論で入門し、四年次の法理学で総括する」学習モデルがしっかりと堅持されていたことを意味する。

一九五七学年度には、台湾大学法学院においてそれまで唯一法学緒論を必修としていなかった**商学系**が、それを一年次必修とした（梅仲協担当）。三・四年次課程は会計銀行クラス・国際貿易クラスのいずれに分属するかによって異なった。ここ一九五七年の台湾に至り、教育部が一九四二年に中国において行った法学通論を廃止し、法学緒論を法学院共通の必修とする決議が、名称から実質に至るまで**実現**された。法学緒論科目は一九四九年に初めて台湾大学**法律学系**カリキュラムに現れてから、一九五七年には**法学院のその他の学系**に受け入れられるまでに広がった。その最もカギとなった重要人物は、一九五〇年八月から一九五八年九月まで法律学系主任を務めた梅仲協というべきであろう。⁽²⁰⁾しかしながら、全体的な歴史の展開から見れば、これは**法科の予科段階で法学通論を必修**としていた中国北洋政府期に戻ったにすぎない。そして当該「法科」の観念はまた**戦前日本の「法律・政治・経済フアミリー」**に由来する。そのため、アメリカの影響を受けて法律・政治・経済・商の各学系に分け、各学科を独自に発展させるとい**戦後の学制の基本的精神と合致**するかは、実に疑問なしとしない。

またこのため、法学緒論はその後、法学院各学系共通の必修科目ではなくなつた。とはいえ、なお一定程度重視された。台湾大学法学院のカリキュラムは一九五九学年度に逆転した。法律学系の法学緒論を重視する立場に変わりはなかつたが、政治・経済・商学系はそれまで一・二年次の必修としていた法学緒論を「民法概要」(必修)に変更した。台湾大学法学院は一九六〇学年度に社会学系を開設した。同学系も当初、法学緒論を一年次必修とせず、一九六二学年度からは他の学系と同様に、民法概要を必修とした。だが、法学院の法律学系以外の学系が法学緒論を復活させたこともあつた。比較的粗略な観察ではあるが、政治学系は一九七二学年度にはなお民法概要を一年次必修としていたが、一九七二学年度には法学緒論を一年次必修に改め、政治学系の教員(林福順、姚淇清)が担当した。また一九八一・一九九一・二〇〇一学年度においても、同様のモデルの科目配置を目にする事ができる。

経済学系は一九七二学年度においてはなお民法概要を二年次必修としていたが、一九八一・一九九一学年度の二年次必修は法学緒論であつた(法律学系の教員が担当)。だが、二〇〇一学年度は民法概要を(二年次ではなく)一年次の必修とした。社会学系は一九七一学年度においては一年次必修の民法概要を維持し、一九八一学年度は同様に法学緒論(姚淇清担当)を二年次必修としたが、一九九一学年度には法学緒論または民法概要は見当たらない。二〇〇一学年度には再び二年次必修の法学緒論(顏厥安担当)があつた。商学系各クラスは省略する。

一九四九年十一月九日に行政院が台湾で再始動した際、行政院教育部の管轄する大学は台湾大学だけであつたため、台湾大学法律学系が法学緒論という科目についてした位置づけは、必然的に教育部がその後に成立した他の法律学系を一律に規律するために用いられた。影響を受けたものとして、一九五二年に書記官養成のために設立された台湾省立行政专科学校司法行政科、および一九五五年にそれが台湾省立法商学院に改組された際に設置された法律学系(学校全体は後に国立中興大学法商学院に改組された。一般的には「中興法商学院」と呼ばれた。現在は国

立台北大学)、さらに「復校」を名目に、実際には一九五四年に台湾で創設された東呉大学法律学系、および一九五七年設立の軍法学校(その後、政戦学校法律学系、国防管理学院法律学系を経て、現在は国防大学法律学系)、一九六三年設立の輔仁大学法律学系、一九六六年創設の文化大学法律学系、一九八〇年設立の東海大学法律学系などがある。⁽²²⁾

今日、百花斉放の台湾法学教育において、もはや法学緒論についての権威ある唯一の立場は存在しない。その存在の意義または価値を検討し、それが有すべき内包を考える時機が到来したといえよう。例えば台湾大学法律学系は一九八三・一九八四両学年度の法学緒論を休講した。一九八五年には再び開講したが、選択科目となっていた。もっとも、学生の間ではかなり人気を博したようであり、一九八九学年度からは異なる教員により二クラスを開講して選択の幅を広げた。さらに一九九四学年度から数年間は、異なる教員による三クラス開講であった。⁽²³⁾台湾全体については言え、一九九〇年代に権威主義的支配が終焉を迎え、続々と設立された法学教育機関は量的に多いだけではなく、また多様性もあり、種々の法学教育改革プランが絶え間なく提起されては議論された。⁽²⁴⁾そのため、いわゆる「法学緒論」についても当然、各人がそれぞれのイメージまたは期待を抱いていた。もっとも、それは一般的には重視されていたわけではなかった。以上をまとめると、法学緒論という科目およびその内包は、中国で発議されたが、真に実践に移されたのは台湾においてであり、それは根本的に戦後台湾の産物であった。以下ではさらに関連する著作の変遷を考察する。

（二）法学緒論の既存の著述内容

1 台湾第一世代の法学者・法学緒論教科書の塑造

一九五三年に、林紀東はかつて民国期中国で編集・執筆した『法律概論』（表二一四）を大幅に改訂した『法学通論』（表三一A）を台湾で出版した。台湾で完成した最初の法学緒論書がまさに「法学通論」の名を用いたことは、民国中国の法学通論書が、戦後台湾の法学緒論に横滑りしてきた歴史的軌跡の証左である。林紀東が一九四七年に中国で出版した書は元々、台湾大学の一九四七・一九四八学年度科目表にもあった「法律概論」に用いられた。一九五三年版において林紀東は「法学通論は……法学専攻者に必需の入門書であるのみならず、近代法治国においては、法学専攻ではない一般の人も、法学通論を通じて法の総合的または概括的知識を得る必要がある⁽²⁶⁾」と述べた。これは一九四七年に「法律概論」の名の下で、法学一年生と専門外の一般人のニーズを同時に満たそうとしたことと何ら変わりはない。もともと、林紀東は続けて「十年前に類書を執筆し、……十年経ち、……法制の多くはもとより変更され、法学理論にも変遷がある。著作の責任上、修正を加えて、読者に新しい法律制度・理論を紹介する必要がある。……本書は一部を除き、旧稿に若干の修正を加えたほか、大部分は新たに書き下ろし、とりわけ法の見識の涵養に重点を置いた⁽²⁶⁾」と述べた。しかも両書を対照すれば次のような相違点を看取することができる。まず一九四七年の『法律概論』は総論と各論の二編からなる。総論（全七章）は法学の一般原理を論じ、計七四頁である。各論（全七章）は諸法を論じ、計一四四頁である。そのため、各論が多くの紙幅を占める。他方、一九五三年の『法学通論』は章にしか分けられておらず、法学の一般原理を論じる第一章から第二章までは計一三八頁であるのに対し、諸法を論じる第三章から第五章までは計四九頁と、明らかに少ない⁽²⁷⁾。換言すれば、一九五三年の『法学通論』は法学原理の講述に重きを置き、一九四二年の教育部決議が考える「法学緒論」とのギャップは

大きくなかったが、林紀東はなお旧名を好んで用いたことになる。

「法学緒論」の名称が台湾で使用されるようになってから二〇年余りが経ってから、林紀東はこれを用いるようになった。すなわち一九七二年の同編著『法学緒論』（表三―一B）がそれである。一九五〇年八月から台湾大学法律学系で教鞭を執った林紀東は、台湾大学法学院では法学緒論を担当したことはなかった。出版社が一九五三年に林紀東の執筆した『法学通論』を「国民基本知識叢書」に入れたことから、同書の主要読者層が法学院の学生に設定されたわけではないことがうかがえる。そのため、大学の科目名を気にしなかったのである。これに対して、一九七二年の林紀東編著『法学緒論』は、中表紙で明確に「部定大学用書」と表示し、しかも主編は教育部大学用書編審委員会、出版者は国立編訳館であった。⁽²⁰⁾換言すると、台湾に来てから各大学のカリキュラム内容をしっかり**と統制**してきた教育部は、大学法律学系一年次必修として法学緒論を指定したほか、さらに林紀東に当該科目の教科書の編集を依頼した。林紀東もそのため書名について教育部所定の「法学緒論」を採用した。続いて一九七八年、民間の五南出版社が再び「大学用書」の位置づけで、林紀東『法学緒論』（表三―一C）を出版した。

一九五〇年代の台湾の市井においては依然として少数ながらも民国中国産の法学通論書を目にすることができた。先述のすでに中国化・党国化された一九三九年の楼桐孫編著『法学通論』（表二―一）が、正中書局により一九五三年に台湾で再び発行された。当時立法委員であった楼桐孫は一九五二年一月付けの「序」において、一九三九年に完成した原稿（表二―一）をその後には公布された中華民国憲法等の新たな資料により訂正したが、「全体的な輪郭、『拙著が読者を三民主義の法治の大道に導かんことを望む』とした従来の野心はなおできる限り原状を保持し、……今日、我々は反共反ソの自由中国（著者注…台湾）において総理遺教（著者注…すなわち三民主義）を最高指導原理とする法学通論に修正した」と述べた。このように述べてはいるが、形式的には西洋式の政党政治を支

持する憲法が施行されていたため、台湾で発行された同書には訓政時期の「党治法治」に類する論調は見られなくなっていた。楼桐孫が一九四九年に政府と共に台湾に移ってきた後に大学で教鞭を執った記録は、現時点では管見には及ばない。だとすれば、戦後の台湾法学に対する同書の影響はおそらく相当限られていたであろう。先述の「党治法治」を宣揚した朱采真・毛家騏の『法学通論』は、台湾では流通しなかった。

このほか、何任清が民国期中国で執筆した『法学通論』（表二―一二）が、一九八〇年代に台湾で出版された。何任清は一九四五年に中国の重慶で、大学の教科書として『法学通論』を執筆した。そのため同書は当時の中国の通説的立場を反映しているはずである。何は台湾に移った後、司法官に就くと同時に、東呉大学・軍法学校・政治大学・輔仁大学等で同書を教科書として講義を行い、また一九八四年には**従来の書名**である「法学通論」のまま増訂版を出版した。その増訂版の「はしがき」「本書簡介」には、「法学通論は一般法学ともいう。ただしその研究の中心は法学全般の基本概念であり、……ここに時勢の求めに応じて、多くの法理思想に関する資料を追加した」とある。その**内容**を見ると、いずれも法学の一般原理に関する議論であり、そのため同時期の台湾で「法学緒論」と称していた著作と、何ら変わりはなかった。

戦後台湾における「法学緒論の父」と呼びうる梅仲協は、一九五四年に「法学緒論」を書名とした**最初の**法学緒論教科書を出版した（表三―一二）。梅仲協は、一九四二年に教育部が法学緒論を法学院各学系の共通必修とし、重点は法学原理の講述に置き、諸法の概要には触れないと決定したが、その構成を規定しなかったため、次のような構成を採ったとする。

第一編を法論とし、法の本質および法とその他の社会科学との関係を説明し、……第二編を法思想史大綱と

し、西洋法の理念を叙述し、ギリシヤから現代までの各学説の要旨を説き示すほか、特にわが国（著者注：中国を指す）の始皇帝以前の古代法思想を詳しく説明し、我々の先哲碩儒の、世界文化において異彩を放った法原理に対する深い洞察を明らかにする。

法学緒論という科目について、本書は一つの試みにすぎず、自信を持って確定版とするには至らなかった。⁽²²⁾

梅仲協は近代的意義における中国法が西洋法を継受したものであり、法律家が同書第一編の「法論」の内容を徹底的に把握しようとするれば、西洋の法思想史を理解する必要があることを知っていたため、第二編で「法思想史大綱」を論じた。先述のとおり、中国の民国末期においては、なお一般的に法学通論の含有する法学の深みが足りないとされていたため、それは法学の専門科目とはされなかった。梅仲協は「新しい」法学緒論を法律学系一年次の必修科目とすることを正当化するため、知識の深さを近代法学のルーツである西洋法思想に求めた。⁽²³⁾だが、法学緒論に**中国的特色**があることを顕彰し、もって北洋政府期に多くが日本の法学通論書を模していた状況を乗り越えるため、梅仲協は法思想史を論じる第二編全四章のうち、一章を「中国古代法思想」に割いた。⁽²⁴⁾同章が全書において占める紙幅は多くはないが、特に「自序」で言及しており、一九五〇年代の台湾において中国国族主義が幅を利かせていた雰囲気にも吻合していたようである。ただいづれにせよ、梅仲協はなお謙虚にも「試み」とし、学界が制約なしに法学緒論の執筆モデルを探究することを鼓舞した。

次は、朝陽大学法律系を卒業した後に長期にわたり行政機関に勤めた管欧⁽²⁵⁾が、一九五五年に自ら出版した『法学緒論』（表三―三）である。管欧によれば、法学緒論を大学法学院各学系の共通必修科目としたのは、一九四二年の教育部の決定によるが、同書を編集・執筆した時点（一九五五年）で、考試院普通試験の試験科目にはなお法学

通論があった。もつとも「法学緒論と法学通論は、名称に一字の差があるだけで、その性質は大体同じである」という。民国中国の法学通論と戦後台湾の法学緒論の間の継承関係が再び示されたといえよう。法学緒論書の構成について、管欧は四編構成を主張した。すなわち、「第一編は法学とし、法学とは法を研究する学科であり、……法とは国家が制定し、執行し、擁護するものであることを理解させる。……したがって本書の第二編は国家である。……第三編は法を講じる。本書の中心部分でもあり、また比較的詳細な部分でもある。……権利と義務は畢竟、法において最も普遍的で最も重要な規定事項であるため、本書の編においては、権利と義務を後詰めとした⁽²⁷⁾」。この四編の標題からは、再び**明治日本**（織田萬の著作）から民国中国に伝来し、さらに戦後台湾に入ってきた発展の軌跡を看取することができる。このほか、管欧も梅仲協と同様に、法学緒論は総論を講述しさえすればよく、各論に触れる必要はないと考えていた。

京都帝国大学を卒業した鄭玉波は、台湾で二つ目の法学教育機関、すなわち当時の台湾省立法商学院（現台北大學）法律学系で担当した「法学緒論」の講義を整理し、一九五六年に三民書局から『法律学概論』（表三—四A）を出版した。鄭玉波は「自序」においてまず書名について「大学・専科學校」（日本の高等専門学校に相当する）の法律科・系は必ずまず『法学緒論』を履修しなければならず、国の高等・普通試験ではまた『法学通論』が多く、……本書を『法律学概論』と命名し、それは両者とは異なるが、内容の範囲はより広い」と述べた。そして内容については「編者に際して、田中耕太郎先生の法律学概論および田中誠二先生の法学概論から多くの示唆を得、またそれらを参照した」とした⁽²⁸⁾。同書の書名は『法律学概論』であったが、内容は先述の梅・管の著作と同様であり、法学原理の講授を重視し、諸法の概要には触れず、総論だけで各論はなかった。日本留学のバックグラウンドを有する鄭玉波は、必然的に日本の法学教授の著作（その書名は「通論」ではなく「概論」であった）を参照した。し

たがって、戦後台湾の法学緒論教科書はなお同時期の日本法学界の影響を受けていた。その五年後の一九六二年、鄭玉波は再版に際して、同書は元々大学の法学緒論の講義に端を発し、当時、一般の試験の多くもこの名称を用いていたことから、書名を『法学緒論』（表三―四B）に改めたが、構成は変えなかった。⁽²⁰⁾ ここ（および後述の蔡蔭恩、韓忠謨の例）から、戦後台湾の法学緒論書の形成は、**明治日本の法学通論書が「講義録」方式にかなり依存していたことと、軌を同じくしていたことが分かる。**

鄭玉波逝去後、同書は台湾大学法律学系を卒業し、大阪大学で法学博士号を取得した黄宗樂が修訂した上で、一九九九年に出版された（表三―四C）。修訂版はなお法学の一般原理のみを講じる構成を**維持し**、台湾法の変動に応じて修訂しただけであった。⁽²²⁾ 鄭玉波著・黄宗樂修訂の『法学緒論』は一貫してかなり人気を博し、二〇一六年まで第二二版（表三―四D）に至った。この例は明治日本において梅謙次郎が逝去した後、その『法学通論』を牧野英一が補修し、一九一四年に出版したこと（表一―一B）を想起させる。黄宗樂のような台湾第二世代の法学者の法学緒論書への参加については、少し後に比較的詳しく論じることとする。

同様に、先述の台湾省立法商学院で法学緒論を担当した蔡蔭恩も、一九五六年に講義内容を元に教科書を編み、『法学緒論』（表三―五）として出版し、もって「大学生および法学を学習する志のある者が閲読するのに便利にし、また各種試験の受験生の参考に供する」とした。⁽²⁴⁾ 構成については「自序」において「本書は『法学緒論』と称し、総論各論を分けず、一律に章節に分けて叙述する。本書は全一〇章からなる。第一章から第九章までは、諸法の共通理論を述べ、一般的な法の概念と応用を説明し、第一〇章では専らわが国の現行憲法、行政法、民法、刑法、訴訟法の重要な内容について、それぞれ簡要に説明することにより、理論と實際を相互に結びつける」とした。⁽²⁵⁾ しかしながら、**民国中国のある法学通論書のように、「法の重要内容」をタイトルとする第一〇章は、諸法を簡要に**

説明しており、「各論」の**実質**を十分に備えていた。同書修訂三版を例にすると、第一章から第九章までは計一五八頁であったのに対して、第一〇章だけで一一三頁にも達した⁽²⁶⁾。まとめると、蔡蔭恩のこの教科書は戦後台湾の法学緒論書の一つとして、「章で分けるが、総論と各論を兼ね備えた」構成を提起したものであった。その第一〇章が述べる「憲法、行政法、民法、刑法、訴訟法」は、**法律学系**の学生にとってはいずれもが同時期または将来の必修科目であったが、法学院の**他の学系**の学生にとってはそうではなかった。そのため、他の学系の学生、ないしは種々の試験を受けようとする**受験生**は、法学緒論教科書からこれらの「法の重要内容」を知る必要があったのである。種々の学習の背景および目標を異にする学生に対して、単一の教材を用いることが合理的であったか否かについては、確かに検討に値する。

一九六〇年から一九八一年まで、台湾大学法律学系で二〇年の長きにもわたり法学緒論を担当した韓忠諤⁽²⁷⁾は、一九六二年に講義内容をまとめた『法学緒論』（表三一六）を自ら出版した。同書の次の序文は、韓忠諤が**法律家**を養成する法律学系（伝統的な法律・政治・経済等の学術領域を含む「法科」ではない）における法学緒論という科目の教育上の意義、およびそれに伴い有すべき位置づけと内容について、すでに深く考察していたことを如実に示している。

法学研究はこれまで外国から継受してきた法制の分析・整理を重視し、全くの法注釈の時期であったため、学者は純粋法理論・思想の考察を比較的軽視してきた。近年、各大学は専ら法律学系の低年次生のために「法学緒論を開講するようになった……」が、当該科目が講授する内容についてはなお一致した標準はない。市井で出版されている教材は、往々にして現行法をまとめて大体の紹介をすることを主としており、その結果、法律概

要の性質と異なるところは無い。ここから、この科目は各種の公法・私法科目と内容が重複しているため、法学系の学生にとつて必要はないとし、廃止して時間を節約すべきと主張する者もいる。こうした立場はかつて影響力のあつた注釈法学の態度をより代表するものである。

……もし当該科目の講義内容が依然として各種形式の法觀念の分析に専ら重点を置いていたのであれば、私は確かに重複している。しかし、今後の法学教育は初学者に法思想・理論を注入し、高所から法の全貌を把握できるようにし、もつて研究関心を沸き立たせなければならない。そうすると、法学緒論はその他の法学科目と全く重複するところがないばかりか、彼我が協力し、相互に高め合いうると断言することができる。⁽²³⁸⁾

簡単に言えば、韓忠謨は法学緒論を法律学系学生の必修とすべきかの論争に直面し、改めて梅仲協が設定した「一年次の法学緒論で入門し、四年次の法理学で総括する」を肯定したのである。つまり法学緒論は形式的な各種の法学の基本概念を紹介するだけでは留まるべきではなく、さらに進んでそれが含む法思想・理論を説明し、一年次の法律学系学生が法学の知識に興味を持つようにし、その学習意欲を高めなければならない。さらに三年間の憲法、行政法、民法、刑法、訴訟法、すなわち先述の蔡蔭恩が「法の重要内容」とした学習を経て、**四年次**になり、より広い法律知識から「法理学」において法とは何かについてより深く思考する。ここから台湾大学法律学系／学院において法学緒論を講授する者が、**基礎法学**専攻者を主とした理由を解釈することもできよう。⁽²³⁹⁾ こうした位置づけの下で、韓忠謨『法学緒論』は構成において梅仲協・管欧・鄭玉波の著作に近く、諸法は論じていない。

韓忠謨は平然と、しかも梅仲協よりも積極的に台湾現行法のルーツが西洋思想にあることに向き合い、さらにそれにより法学緒論の知識を厚くした。韓忠謨『法学緒論』は第一章から第五章までで法学の基本概念およびその

原理を論じた後（計一七七頁）、第一六章で全体の四割近い紙幅（計一一三頁）を割いて「現代法思想の源流」を叙述した。そこでは伝統中国法を簡単に述べた（計八頁）ほか、西洋においてギリシャから二〇世紀の現代に至るまでの二〇〇年以上の長きにわたる法思想を詳細に紹介した（計一〇五頁）。それはまるで精選版の西洋法思想史、あるいは法理学であった。⁽²⁴⁾ 韓忠諫は中国の中央大学法律学系を卒業した後、イェール大学で法学修士号を取得し、法学博士課程に進学した。⁽²⁴⁾ そのため、著作において少なくとも西洋語の法学文献を引用したが、民国期中国において法学教育を受けたという知的バックグラウンドから、韓忠諫は日本人学者である田中耕太郎『法律学概論』（先述の鄭玉波書もこれを参照した）および尾高朝雄『法哲学概論』を大量に引用した。⁽²⁴⁾ これも戦後の日本法学が、かつて日本の影響を受けた民国期中国を通じて、戦後引き続き台湾法学の発展を導いた一例である。

国立中興大学法商学院（現台北大学）法律学系で長年教鞭を執った李岱⁽²⁴⁾が一九六六年に上梓した『法学緒論』（表三―七）も、法の基本原理・原則を考究する法学緒論の法学教育における重要性を認めた。李は同書の「自序」において、当時の台湾の「実務家の研究の多くは法典注釈の域を出ていない。法の基本原理・原則の考究は、別の学問であり、法学研究者の範疇に専属すると考えられているようである。しかし、法学は一個の総体であり……法典の注釈と法の基本原理・原則の研究のいずれを欠くこともできない」と述べた。⁽²⁴⁾ 同書の構成は、数章で法の一般原理を論じ、諸法を叙述するのは一章だけであった蔡蔭恩書に近いが、「各論」においては憲法しか重視しなかったため、最も近いのは林紀東編著の『法学通論／緒論』であった。

教育行政に長年従事したが、イェール大学法学博士であった姚淇清は、一九七二年に台湾大学法学院に戻って教鞭を執り、⁽²⁴⁾ 政治学系または社会学系で法学緒論を担当し、一九七三年にそれが執筆した『法学緒論（含民法大意）』（表三―八）を自ら出版した。同書の構成も、数章で法の一般原理を論じ、諸法を叙述するのは一章だけであ

った蔡蔭恩書にかなり近かったが、相違点としては同書が「諸法」における民法の重要性を特に強調し、ひいては書名に反映させた点にあった。そのため同書は「第一篇 概論」、「第二編 民法」、「第三編 その他の重要な法律」からなる。その背景には、先述のとおり姚淇清は一九七二年から台湾大学政治学系で一年次必修の法学緒論を担当したが、それまでの一年次必修科目は「民法概要」であったため、それを法学緒論に組み込み、学生のニーズに応じようとした、という事情があったのではなからうか。

2 台湾第二世代および第三世代の法学者：刷新よりも踏襲

一九八〇年代以降、(民国中国ではなく)戦後台湾で法学教育を受けたことにより、民国中国の法学通論の知識の影響を受けた台湾第二世代の法学者は、なお絶え間なく法学緒論教科書を生み出したが、書名には必ずしも「緒論」を用いたわけではなかった。まず、台湾大学法律学系卒業後に日本および欧米に留学した劉得寛²⁴⁶は、戦後日本で常用される「法学入門」を書名として、法学緒論書を執筆し、五南圖書会社から一九八六年に出版した(表三一九)。同書の執筆の趣旨および方法について、劉得寛は次のように述べた。

本「法学入門」は「法学」または「法律」の初学者を対象とし……「法学」を「素描」(Sketch)するよう
に叙述し、初学者が本書を疑問解消の道具とするに便利なようにした。初学者は法学の「迷界」の道案内を得
よう。……。

本書はその「階梯」により計三編に分けた。第一編は法学緒論、第二編は主な法律の概述、第三編は法学原
理である。この「素描」により読者が法学に対して興味を持つようになり、かつ法学の素養に慣れ、もって生

活の質が高まることを、また法学を専攻する志のある者については……早期にこの世界に入り、共に法学の発展のために切磋琢磨することを期待する。

それが言及した「階梯」説は、実は日本で一八八一年に初めて法学通論を開設した穂積陳重、および清末民初の中国法に深く影響を与えた岡田朝太郎が主張したものであった。すなわち法学通論は「法学を志す者」の入門のカギであり、高みに登るための階梯である、と。だが、同書の構成は先述の諸書とは異なり、論じるテーマもすこぶる特徴的である。このように日本的要素は引き続き戦後台湾の法学の発展に影響してきたが、台湾人が好んで外国で研究することから、現代欧米法学も絶え間なく導入されてきた。

次は、同様に戦後台湾で法学教育を受け、中興法商学院法律学系において民国中国からやって来た教授に師事し、さらにアメリカに留学した台湾第二世代法学者の梁宇賢²⁰である。梁は一九八七年に『法学緒論』（表三一〇）を編集・執筆した。そして梁はその「序文」で同書の編集・執筆の原則について次のように説明した。

国内の学者で「法学緒論」を執筆する者は少なくなく……本書は総合的構成をとり、三編に分けた。すなわち第一編を総説とし、法 の概念、共通の原理・原則、応用を述べた。第二編を現行法体系の概説とし、第三編を法学の発展と法学思想の概説等とし、大学の「法学緒論」科目の教材とする。ただ、法律学系の学生に対して講授するに当たっては、第一編および第三編を重点とする。その他の各科・系の学生については、第一編および第二編を重点とする。本書は歴年の検定試験、普通試験、特種試験および昇進試験の試験問題を付すと同時に、その解答が記されている本書の頁数を注記し……。本書は国内の権威ある学者の「法学緒論」および

「法理学」等の著作を参考にした上で、編者の拙見に基づき成した。……紙幅の制約、および「法学緒論」教科書の編集・執筆の通例により、逐一出所を詳細に注記しなかった。編者は特に主要参考書籍一覧を付し、もって先人に対する敬意を表す。

同書は戦前日本と民国中国を受け継ぎ、台湾で改名した既存の法学緒論書をまとめて整理し、高度科目である法理学の関連論者をも参考にしたもの、アメリカ留学の経歴があるからといって、法学緒論の内容に別のイメージを抱いたわけではなかったようである。逆に三編に分ける構成により、「一書両用」モデルを確立し、法律学系と非法律学系の学生、独学者または受験生のニーズを同時に満たそうとした。

続いて全員が戦後台湾の台湾大学または政治大学の法学教育を受け、その一部はアメリカまたはドイツに留学した数名の学者が共同で執筆し、一九九三年に「法学入門」の名で出版した法学緒論書（表三一—A）である。同書の構成はそれ、明治日本・民国中国の法学通論によく見られた「総論」・「各論」に似ている。ただ用語において「第一篇 法の基本概念」、「第二篇 重要な基本的法律」が用いられた。これはまた戦後台湾における法学緒論の発展プロセスにおいて、蔡蔭恩が一九五六年に採った構成（章で分けるが、総論と各論を兼ね備える）に相当し、一九五〇年代に主流となった「諸法」部分を完全に排除した梅仲協、管欧、鄭玉波、韓忠謨等とは異なる。概ね一九八〇年代前期から、台湾大学法律学系が法学緒論を必修科目としなくなったことからうかがえるように、客層において法律学系学生が減少したため、法学緒論書はより多くの非法律系学生の購入者を引きつけなければならなくなった。そのため一九八〇年代中後期に出版された法学緒論書はいずれも「主な法律の概述」（劉得寬書）、「現行法体系の概述」（梁宇賢書）があり、ひいては姚淇清はそれが非法律学系で法学緒論を開設するために、「その他の

重要な法律」の編とは別に、「民法」編も置いた。この『法学入門』は梁宇賢書と同様に一書両用であり、法律学系の学生については第一篇（法の基本概念）さえ講じればよく、第二篇（重要な基本的法律）は扱う必要はなかった。というのも、後者については同時期に、または将来、その他の科目においてより深く講じられるからである。

この台湾第二世代・第三世代の法学者が共同執筆した『法学入門』は、論述形式において学術的な文章の書き方を比較的重視した。梁宇賢が先述の「序文」において述べたように、形式的には「編著」に当たる法学緒論教科書は、通常逐一出所を明記しないが、例えば韓忠謨や劉得寛はその「著」書において、実際には常に注を付していた。台湾学界における著作の参考文献引用に対する要求がますます高くなるに伴い、この共著の「第一篇 法の基本概念」には少なくない注が付された。引用された参考文献のほとんどは既存の法学緒論書を含む台湾学界の文献であり、いくばくかのドイツ語著作もあったが、**英米法**に関する文献はほとんどなかった。

もしかするとこうした参考文献の制約を受けてか、この『法学入門』の論述基調は一九五〇年代・梅仲協以降の法学緒論の内包から容易に抜け出すことができなかった。純粹にテキストを観察すれば、同書初版（一九九三年。表三―一A）は「わが国のヨーロッパ法の継受過程」という見出しで、中国清末の「変法」から説き起こし、一九四九年の中国共産党の建国後における中華民国法の廃棄を「中国法の西洋化の努力の終焉」とした。換言すると、それは台湾現行の、かつては中国法に属した中華民国法制の規範的な言明⁽²⁰⁾、すなわち「わが国〓中国〓中華民国」をありのままに示している。だが、同書は当時においてはイノベーションと呼びうる叙述をしており、台湾に**日本統治**の法的経験があることを若干説明する一段落を置いた。もつとも続いて、「中国が継受したヨーロッパ大陸法制は、その実、主には台湾でより長く施行されている。中国の近代化された法の礎石は台湾で打ち立てられたといつてもよい」と述べた（一九九三年の初版）。その言わんとしたことは、台湾法は中国法の一部であることから、

台湾でそれらヨーロッパ大陸式の法が施行され、中国の近代化された法の礎石が打ち立てられた、ということのようである。同書の二〇〇三年修訂版（表三一―一B）は、先述の見出しの下の叙述に変更を加えなかったが、注目に値することは、二〇〇六年版が見出し中の「わが国」を「中国」に改めたことである⁽²⁵⁾。この修正は両者が別物であることを意味しているようである。同書の新しい二〇一六年版（表三一―一C）においては、見出しが「中国のヨーロッパ法の継受過程と台湾の法制度の近代化」に改められており、「中国」と「台湾」が明確に区別されている。この変更は二〇一四年版からであった。しかも二〇一四年版は先述の文言も「中国法の近代化と民主化のありうるモデルは台湾で樹立されたといってもよい」に改めた。「台湾の法制度の近代化」という見出しに合わせて、この「ありうるモデル」という用語は、台湾で比較的長期にわたり施行されている「中国が継受したヨーロッパ大陸法制」と中国法には同一性がないが、中国法の参考とすることはできるといふことを暗示しているようである。だが、二〇一六年版の表現は先述の一九九三年の初版に戻っている⁽²⁶⁾。

法学緒論がもはや法律学系の必修ではなくなった先述の文脈において、戦後台湾の政治大学で法学教育を受けた後、ドイツに留学した陳惠馨⁽²⁷⁾は、一九九五年に三民書局から専ら非法律系学生を対象として執筆した『法学概論』（表三一―一A）を出版した。陳惠馨はその執筆の動機を明快に述べている。すなわち、政治大学において「非法律系の学生に『法学緒論』を教授してきた。六年間の教育過程において、非法律系の学生がわが国の現行法体系を認識する過程における種々の困難を深く理解した⁽²⁸⁾」からであった。そのため構成上、「第一編 わが国の法の基本原則」と「第二編 わが国の主な法律の内容」に分け、大部分の紙幅を第二編に充てた⁽²⁹⁾。二〇年余り後の同書二〇一七年版（表三一―一B）は、依然としてかかる執筆動機と構成を維持している。先述の全体的な発展プロセスから見て、同書は梅仲協が台湾に来て法学緒論科目を推進する前の、台湾戦後初期において大学のカリキュラムに現

れた「法律概論」にほぼ回帰したものと見えよう。そこには書名において「法律」と「法学」の違いがあるにすぎない。さらに遡れば、それはまた明治日本・民国中国の法学通論において一貫して存在していた、非法学専攻者に国家法の概要を紹介する執筆モデルでもある。

（三）法学緒論の機能および内容の再設定

1 知的バックグラウンドおよびニーズを異にする三種類の学習者

欧米や日本の学説・理論を導きとするのではなく、これまで述べてきた歴史的展開という経験的事実に基づき、以下では法学緒論の機能および内容について提案をしたい。まず観念上確立しなければならないことは、専門分化が細緻化している今日において、法律知識に対する学習者の実際のニーズに即応した異なる学習内容を個別的に設定すべきである。第一種の学習者は法学者、裁判官、検察官、弁護士、法務担当者等の法律家コミュニティのメンバー／法律家を目指す者であり、医学と同じように法学の専門知識を完全に掌握する必要がある。医師が医学用語（英語）により構築された知識体系を運用し、病因を診断し、かつ投薬治療するように、法律家は法学用語により構築された知識体系を運用し、ある社会生活上の現象の法的属性を認定した上で、（立法・行政上の）法の制定または（司法・行政上の）法の解釈適用を通じて、法的レベルに属する解決方法を導き出し、もって特定の政治的・経済的・社会的・文化的目的を追求する。こうした法の専門概念および知識を操作しなければならないため、例えばヨーロッパ大陸法系と英米法系が法的推論の方法においてどのような微妙な差異があり、各「法域」において有効な法律条文、裁判所の判決または関係機関の解釈としてどのようなものが存在しているか等々、いずれも必ず知っておかなければならない。その複雑度合いは「プロッフュション」と称しても決して過言ではない。⁽²⁶⁾

まさに法規範の運用の結果として必然的に社会生活に影響が生じるため、**第二種**の学習者、すなわち法を専門としない**人文社会系**の研究者がいる。それらの者は、その研究関心を向けている人文社会現象またはテーマを法が如何に処理しているかを了解する必要があるため、その範囲において**必要な法学知識**を得なければならぬ。先ほどの比喩を用いるのであれば、それは薬を用いる必要はなく、また用いることもできないが、各種の薬の効能、および当該薬効が患者の日常生活にもたらす影響を必ず知っておかなければならない。こうした状況においては、例えば人体解剖学に対するニーズは高くはないであろう。学習者の知的バックグラウンドが異なる状況において、先述の一書両用型の法学緒論書のように、**単一**の内容により法の基本概念を紹介することは、**決して妥当ではない**。しかも、こうした研究者が法を学ぶ**時間**は限られており、要点を選ばざるをえず、法と社会のインタラクティブな関係の考察に傾斜する必要がある。この点はまた、**第一種**の学習者が網羅的に目を配らなければならないとは異なる。

人数が最も多いのは、**第三種**の学習者、すなわち一般国民である。法律は国が公権力をもって貫徹執行する規範であり、**全ての国民**が利害関係者であり、その内容を知っておくべきである。国家法は指導的エリートや官僚だけが理解しておけばよいというものでは決してない。しかし、そこでの法の内容は決して先述の法学用語により構築された知識体系ではなく、一般の**日常言語**により語ることのできる**法の道理**である。人々が病気になれば、自分で医学専門書を読んで考える必要はなく、医師に診察してもらえばよく、もし医師が診断できなければ、別の医師を採せばよく、軽率に医療の専門体系を打ち壊すべきではないが如くである。そのため、日中の法学通論から、台湾で今日主流となっている法学緒論に至るまで、いずれも**第三種**の学習者のニーズには**合致しておらず**、しかも今後もそれを法学緒論書の執筆目的とする**必要はない**。このことは、そのニーズが重要ではないことを示すものではない。

く、それについては特別な取扱いが必要だからである。国民義務教育におけるいわゆる「法教育」「法治教育」は、まさに第三種の学習者のために存在するものであり、またこのために課程要綱を策定し、それに適合する教科書を執筆すべきである。⁽²⁰⁾法の口語化運動には利があるが、全民法教育と同じではなく、しかも法学の専門知識体系を排斥すべきではない。法学の専門知識を真に会得した者でなければ、口語文によりその道理を表すことはできない。

2 法学専攻者のための法学緒論

以上の認識に基づき、法学緒論科目が法学専門教育において一定の役割を果たそうとするならば、諸法を学習する際に必要となる共通の基礎知識を講授し、もって初学者が複雑で、法学用語により構築された知識体系をできるだけ速く理解できるように手助けをすべきである。ここで筆者が担当した台湾大学法律学系二〇〇四年度の「法学緒論(上)(下)」の拙いシラバスを示す。

本科目は専ら法律系一年次のために設計した通年科目であり、目的は学生が法学研究の殿堂に入るよう導き、もって将来法をその専門とする準備をすることにあり、……本科目は基礎的な法学理論をできる限り分かりやすく、深みがあるように紹介し、学生が各法分野の学習に移行しやすいうようにすると共に、法の解釈適用の方法および法の社会現象についての理解を強調する。同時にまた関連情報を提供し、法学の初学者ができるだけ早く一生の計画を立て、将来その名に値する法学研究者または法律家となる助けとなることをも願っている。

一九九四学年度から、本科目の指定教科書は王海南ほか『法学入門』(表三—一A・B)の「第一篇 法の基

本概念」(「第二篇 重要な基本的法律」は含まない)、韓忠謨『法学緒論』(表三一六)であるが、とりわけ法学専攻のコアに当たる「法の解釈適用の方法」については、それぞれヨーロッパ大陸法・英米法に関する専論を用いた。⁽²⁸⁾ 結局、法学緒論は法学専門教育において、なお存在の必要性があるか否か。そのカギは引き続き「法学緒論」の名称で開講すべきか否かにはなく、法学専攻の初学者に対して、諸法共通の基礎知識を提供することができるか否かにあるであろう。筆者は二〇一〇学年度に「学際的法学方法論」を開講した。これは学部で法学教育を受けておらず、修士段階で体系的な法学の専門トレーニングを受ける台湾大学学際的法学研究所の学生を専らの対象として設計したものであり、法学緒論の性質がある。当該科目の次のシラバスは、法学緒論類の科目が法学初学者の特定のバックグラウンドに即応し、それがスムーズに法学のエッセンスを把握するよう導くことができれば、法学専門科目たりうることを示している。

本科目は専ら、学部の専攻が法学ではなく、ポスト学士段階で体系的な法学の専門トレーニングを受ける学生のために設計されており、それを学習主体とし……まず台湾の法律界全体における「ポスト学士の法学専攻者」の位置づけを理解し、もって彼を知り己を知り、その長所を發揮させる。その後、昨今の法学教育において講授している西洋由来の個人主義・自由主義・資本主義法制の基本的枠組みと理念を整理することにより、「木を見て森を見ず」となり、法体系全体から法的思考ができないようになることを避けると同時に、それと台湾社会において一部の人がなお固守している伝統的法観念との差異を理解する。……法学のコアは法的推論／規範的推論の提示にあるため、本科目において最も多くの時間を費やして、台湾現行法制がとるヨーロッパ大陸法系の法的推論方法を論じ、かつ全ての法領域の学習に適用することを目指す。同時に、現代世界にお

いて最も強大な影響力を擁し、また「比較法」において常に引用されるアメリカ法が立脚する英米法系の法的推論方法を考察することにより、学生がその判例法の営みについて基本的な認識を有するようにする。最後に、如何にして学際的性格を一定程度有する法の学習を、個々人の法的事業に活かすかを、主に考慮していきたい。……。

まとめると、日本の明治期の法学者が法学通論に与えた「入門のカギ、高みに登るための階梯」という位置づけは、現在の台湾法学界にとつてはすでに長い時間を経たず、色褪せるどころか、かえって重みを増している。しかしながら時空をすでに異にしており、特に多元性を承認していることから、新しい「カギ」と「階梯」を提示し、法学緒論書に新しい内容を与え、新しい時代の新しい法学に応えなければならない。これはまた「歴史的思惟の法学」の視座から再三にわたり注意喚起してきたところである。

六 結論…明治日本から民国中国を経て、戦後台湾に至った法学の伝播経路

本稿は東アジアにおける法学伝播の重要な経路を描いてきた。すなわち、明治日本は西洋法を継受するために「法学通論」に関する知識を構築した。それは同様に西洋法を継受した清末・民国期中国に伝わり、そこから戦後、民国中国法学の移入に伴い、かつて日本の統治を受けた台湾において「法学緒論」となつて現れた。

台湾の今日の法学は、東アジア全体が概ね一九世紀後半から西洋法を継受した後の支流の一つであり、その源流地は明治日本である。明治初期の日本の法学は、フランス人教授がフランス語でフランス法を講じ、英米両国の教授が英語で英米法を講じ、そこから日本語に訳するという状況下で始まったものであり、次いでドイツ法を導入し

た。西洋の異文化に由来する法学は、必ず**基本概念**から学ばなければならなかった。日本において一八八一年に初めて穂積陳重が東京大学において日本語で「法学通論」の講義をしたことは、それら外来の法学の基本概念を、漢字を含む日本語を用いて表現できるようになったことを意味する。本科目はそのため法学徒の「法学諸科ヲ専攻スルノ階梯」、および将来の指導的エリートまたは官僚が備えるべき一般教養となった。一八八七年には帝国大学の法学通論が、私立法律学校の教育へと延伸され、さらに継続的な普及を経て、先述の外來だが日本語化された法学の基本概念は、次第に明治日本各界の**共通知識**となっていた。しかしながら、本科目の生みの親である東京帝国大学法科大学は、一九〇〇年代に至り、法学の基本原理を初歩的に理解するための法学通論を開講しなくなり、法学の内容においてより高度な「法理学」を開講した。その他の帝国大学法科も大体、また私立法律学校も徐々に、東京帝大に続いた。だが戦前日本はなお、将来の指導的エリートまたは官僚の一般教養教育として、法学通論をかなり重視していた。

以上の学制の変革は、当時の日本における法学通論書の内容に反映されていた。それら法学通論書は、当初は法学の権威の講述内容を記録した「講義録」形式で現れるのが常であったが、しばらくしてからは、著名な学者が自ら執筆するようになった。一八八〇年代のプロトタイプの法学通論はすでに総論と各論に分かれていたが、各国の法を法学各科目の内容に充てていた。一八九〇年代に出版されたものの総論はそれまでよりも充実しており、法学専攻者にまず法学の各原理・原則を体系的に認識させることができた。各論は日本の近代的**法典**の公布に合わせて、六法の枠組みで日本の諸法を講じ、非法学専攻者が国家法を知る手助けとなった。だが、特定の分野を偏重した各論や、また各論を置かなかつたものもあつた。こうした蓄積を経て、一九〇〇年代の法学通論書は「満開一段階に向かつていった。**総論**部分はさらに完成度が高まり、法学・法・権利および義務・国家および政権の**四編**で、その

諸相を解説した。各論部分では日本の諸法を詳細に論じることにより、国家法の内容に対する認識を深めるという非法学専攻者のニーズに応えた。あるいはこれが全く省略されることもあった。というのも、法学専攻者はその他の科目において各法学分野を深く考究するからであった。その後、法学通論が法学教育において冷遇されるに伴い、それに関する著作にもほとんどインベシジョンは起こらなくなった。

明治日本において成熟を迎えたといえる法学通論は、一九〇〇年代に近代西洋法の継受を開始したばかりの清末中国にはうってつけであった。三〇年前に日本が初めて西洋法に接触した状況と似て、清末中国は外国人／日本人教授に頼り、外国語／日本語により西洋法を講じ、さらに自国語／中国語に訳して、自国の学生にその内容を知らせた。だが、同様に漢字を使用していたため、中国人は容易に明治日本の法学通論書を中国語に変えることができた。そして書中の、外来だが日本語化された法学の基本概念をさらに**中国語化**し、中国法学の基本概念とした。清末の中国人が編訳した「法学通論」という名の書籍は、書名、法学各科目を専攻する前に履修する科目である点、および論述内容等において、いずれも明治日本を模倣し、しかも参考にした日本の法学者の氏名を平然かつ明確に記した。その者達はまさに明治日本の法学通論の内容を塑造した重要人物であった。当時、清国政府に招聘され、中国で法政人才を養成していた岡田朝太郎は、それが執筆し、中国語に翻訳された「中国版」『法学通論』を、法学専攻者向けのものとして位置づけ、法学の基本概念と内容とする**総論**のみを講じ、各論部分を排除した。というのも、清末中国にはまだ西洋式／新式法典がなかったため、各論で各種の国家法を述べがたかったからである。清末の京師および各省の法政学堂の「予科」は、法学徒のために「入門のカギ、高みに登るための階梯」の法学通論を開講した。当時はまた明治日本の織田萬書のように、総論と各論を含む法学通論書の中国語訳書が流通していた。そうした書の各論で述べられていた近代西洋法は実は日本法であり、中国の読者はまた日本が漢字により創設した法律

専門用語およびその意味を、知らず知らずのうちに**中国**の新式法学の一部と理解する向きがあった。

民国中国の北洋政府期においては、大学または法政専門学校の法律・政治・経済学科における法学通論は、これら法学専攻者の予備的科目にすぎないと考えられたため、大学の予科で開講された。しかし、国が継受しようとした西洋式の法律を知ることしか要求せず、高度な法学の素養を求めなかった教育機関または大学の科・系では、簡要な法学の基本概念を提供する法学通論を正規科目とすることができた。当時、中国ではなお西洋式法典が施行されていなかったため、中国の法学通論書（例えば朝陽大学法律科講義）は、なお清末を**踏襲**して通常は総論部分しかなく、しかも記述内容は突き詰めると欧米の法学理論および法であったが、依然としてそれが日本の法学通論の影響を受けていたことを隠していなかった。

一九二八年に国民政府が政権の座に就いた後、法律・政治・経済専攻者にとって従来は予科の必修であった法学通論は、法学院各系一年次の予科の機能を担う共通必修科目に列せられなくなり、それは非法学専攻者に国家法の概要を理解させるためにのみ用いられるようになった。しかも、法律職の国家試験においては法学通論が全く出題されなくなったばかりか、圧倒的多数の文官試験にもこの試験科目はなかった。また一九三〇年代の中国にはすでに各種の近代的法典があったため、かつて日本の色彩に充ちていた法学通論は党国化を含む**中国化**が進み、少なくとも例を挙げて説明する際には中国法を用いることができた。しかし、試験が教育を牽引する状況下で、それに対する学界の重視の程度は北洋政府期よりも**低かった**。しかも、当時の中国の法学通論の構成および比較的抽象的な法の一般原理・原則は、清末民初において一九〇〇年代明治日本を模倣したものの延長であったため、法学専攻者にとつては深みが足りず、また非法学専攻者にとつては曖昧にすぎ、または分かりづらいとされた。一九四二年、戦時下の重慶政府教育部は、法学通論を廃止し、別に法学院各学系（すなわち法律・政治・経済学系）の共通必修

科目として「法学緒論」を開設すると決議し、それは法学の一般原理の講述に重点を置くべきであり、他の諸法の概要には触れないとした。換言すると、法律・政治・経済専攻者の予科において総論部分しかない法学通論を必修としていた北洋政府期に回帰しようとしたことになる。戦後初期、日・中の一九〇〇年代の「総論四編」構成から遠く離れていない法学通論書が雨後の筍のように現れ、法学一年次生の教材として大学に採用されたり、あるいは一般人に法治観念を普及するための読本となった。だが、一九四九年末に近代的資本主義法制が中国で墜ち、明治日本の遺緒に当たる法学通論の中国における伝播に終止符が打たれた。

一九四二年に民国中国が考案した法学緒論は、意外にも一九四九年二月に台湾大学法律学系に着任した梅仲協によつて、それまで上述の民国中国の「法学通論」の経験がほとんどなかった台湾に持ち込まれた。先述の一九四二年の教育部決議に参与した梅仲協は、一九四九年二月から始まつた一九四八学年度後期に、台湾大学法律学系において初めて一年次必修の「法学緒論」を開講した。台湾大学法律学系は一九四九学年度から、「一年次の法学緒論で入門し、四年次の法理学で総括する」必修課程モデルを確立し、一九五〇学年度には、法学緒論はすでに台湾大学法学院の法律・政治・経済の三学系の必修科目であつた（一九五七学年度には商学系がこれに加わつた）。ここで実現した一九四二年の教育部決議は、戦前の「法律・政治・経済ファミリー」の下における「法科」が予科（一年次共通科目）において法学通論を必修とする構想から出たものであつたが、戦後台湾はアメリカの影響を受け、すでに法律・政治・経済・商の各学系に分けた上で、各自発展する学制へと向かつていた。そのため、法学緒論は法律学系で引き続き一年次必修科目とされたが、その他の学系では変更が加えられ、必ずしも必修とはされなくなつた。台湾大学法律学系が採用した法学緒論を一年次必修とする手法は、その後台湾で創設された法学教育機関に踏襲された。しかし三〇年余りを経た一九八三年、台湾大学法律学系は当該科目を休講した。一九八五年には再び

開講したが、**選択科目**に改められ、今日に至る。こうした学制上の変遷は、後述の法学緒論の内容および調整の無と関係しているといふべきである。

多くは中国出身であつた台湾第一世代の法学者は、大体において民国中国の「法学通論」の議論枠組みと内容を踏襲して「法学緒論」を講述し、または編集・執筆すると共に、比較的多数が総論を重んじ、各論を省略することを期待した教育部決議に従つた。だが、梅仲協は一年次必修の法学緒論の法学的涵養を深めるため、近代法学を塑造した西洋法思想史を講述した。また韓忠謨の著作は法理学書と称しうるほどにこの点を詳述し、台湾の法学緒論の特色を打ち出し、台湾法学発展の礎を築いた。この特色はもちろん、他にも多くの法律科目がある**法律学系**一年次の学生を配慮したものであつた。もつとも、非法律学系の学生には用いられなかつたようである。そのため、蔡蔭恩およびその他の講述者が出版した法学緒論書は、総論と各論の両方を備え、各論部分では全ての法学分野をカバーするか、あるいは特定の分野に偏るかして、**非法律学系**の特定のニーズに応えた。さらに梁宇賢等の「一書兩用」モデルは、同様の内容であつたが、専攻に応じて自ら必要とする部分を読めばよかつた。ただ、最もカギとなつたのは、台湾第二世代・第三世代の法学者といふべきである。多くの法学科目にイノベーションが起きていたが、法学界において「**鶏肋**」となつていた法学緒論には精力が注がれず、明治日本・民国中国の法学通論の伝統的枠組みを乗り越えられずにいた。そのため、現代の学生または読者が身を置く時代や社会・国家との**距離**はますます広がつていった。筆者の主張は以下のとおりである。すなわち現在の台湾版法学緒論は、**法律家コミュニティ**の一員にならんとする者を対象とし、それが法的専門技能を学習する際に必要となる基本概念または基礎知識を提供すべきである。そして人文社会系の研究者または一般国民の法律知識に対するニーズは、その他の内容の作品により満足させるべきである、と。

- (201) 同時期の中国国民政府の非法律職の国家試験において、試験科目に法学通論があったのは農林行政人員高等試験だけであった。
- (202) 今日の台湾大学図書館には一九四六年または一九四七年に中国で出版された法学通論書が数冊所蔵されている。例えば朱祖貽・前掲注(9)、何任清・前掲注(9)、楼桐孫・前掲注(9)である(<http://www.lib.ntu.edu.tw/>参照。最終アクセス日：二〇一八年八月九日)。
- (203) 一九四七学年度から二〇〇三学年度までの台湾大学の科目表(科目名、必修/選択、通年/半期、単位数、担当教員等)はデジタル化された上で公表されている。以下の台湾大学のカリキュラムに関する記述については、それらの資料による(<http://course.lib.ntu.edu.tw/?q=taxonomy/term/169%20215%20384%20382%20381%20383%20223%20220%20216%20224%20222%20218%20225%20219%20221%20217%20448%2044%20447>参照。最終アクセス日：二〇一八年八月九日)。
- (204) 王泰升「論台湾法学教育の発展與省思」同・前掲注(3)三三四頁参照。
- (205) 王泰升・前掲注(55)一二頁、陳宝川口述、卓遵宏・欧素瑛訪問、欧素瑛記録整理『陳宝川先生訪談録』(国史館、一九九九年)四六、五八―六二頁参照。
- (206) 王泰升・前掲注(55)六〇頁参照。
- (207) 管欧編『法学緒論』(管欧、四版、一九五八年)三頁の注(3)参照。
- (208) 程波・前掲注(8)二七一、二七三頁参照。
- (209) 先述のように、教育部が一九四二年一〇月に改定した法律学系必修科目表は、一年次に「法学緒論」を配置する一方で、「党義」を配置しなかった。国民党政権は中央政府が台湾に移転してきたばかりの一九五〇年、「憲法施行」を宣明した状況下にもかかわらず、訓政時期の「党義」に相当する「三民主義」を復活させた。
- (210) 王泰升・前掲注(55)一五―一六頁参照。
- (211) 梅仲協のこの系主任任期中に、王伯琦が代わったことがあった(王泰升・前掲注(55)一四頁参照)。
- (212) 王泰升・前掲注(204)三三五―三三六頁参照。
- (213) 法学緒論が必修科目であった時期においては通常、法学クラスと司法クラスに対してそれぞれ一名の教員がクラスを開講していた。当時、最も多く法学緒論を担当したのは韓忠諱・馬漢宝であった。法学緒論が一九八五学年度から選択科目と

なった後は、林文雄が一クラスだけ開講した。一九八九学年度になり、林文雄と林子儀がそれぞれ一クラスずつ開講し、一九九四学年度からは林文雄・李茂生・王泰升がそれぞれ一クラスずつ開講し、この体制が数年続いた。

(214) 王泰升・前掲注(204)三四五〜三五七頁参照。

(215) 林紀東『法学通論(国民基本知識叢書)』(遠東図書公司、一九五三年)の「自序」一頁。

(216) 林紀東・前掲注(215)の「自序」一頁。

(217) 林紀東・前掲注(174)一〜一八七頁、林紀東・前掲注(215)一〜二一八頁参照。

(218) 王泰升・前掲注(55)六一頁参照。

(219) 林紀東編『法学緒論』(国立編訳館、一九七二年)。

(220) 楼桐孫・前掲注(10)の「自序」一頁。

(221) 何任清・前掲注(10)の「本書簡介」参照。一九四五年版と比べて、増訂版の主な加筆修正箇所は「第一編 法学」の「第三章 法理学之研究」であり、そこでは新たに付け加えられた段落があった。これ以外の見出しと内容にはほとんど手が加えられていない。

(222) 梅仲協・前掲注(167)の「序」一頁。

(223) 梅仲協が台湾大学法律学系において最後に法学緒論を講義したのは一九五四学年度であった。具体的には一九五五年六月までの後期であった。同書は一九五四年出版であったことから、梅が必修科目としての法学緒論を講義していた期間内に完成させたものであることになる。

(224) 梅仲協・前掲注(167)一五七〜一八四頁参照。もともと私見では、梅仲協が同書において先秦法思想と呼んだ老子・管子・儒家・韓非子は、実はかつての「中原」の東アジア文化体(漢字文化圏)の一部に属する。それは一九世紀に入ってからようやく近代的主権国家の形態で現れた中国・日本・韓国が共有していたものであり、決して近代的意味における中国の「特色」ではない。明治日本は中原文明の漢字を受け継いできたことから、法思想と関係する中原の典籍から適切な漢字を探し出して新たな意味を付与することにより、近代西洋に由来する法律専門用語・概念を翻訳した。

(225) 管欧は一九三〇年に朝陽大学法律系を卒業し、一九三一年から行政院に奉職して三〇年余り経ち、一九六七年に司法院大法官に任じられた。かつて広州法学院、東呉大学、中興大学法商学院、軍法学校、政治作戦学校、中央警官学校、中国文

化学院等で教鞭を執った(中華民國当代名人録編輯委員會編『中華民國当代名人録(第二冊)』(台湾中華書局、一九七八年)一〇〇二頁参照)。一九五五年当時、管欧が台湾で教鞭を執っていた学校において法律系が設置されていたのは、東呉大学と中興大学法商学院だけであった。

(226) 管欧・前掲注(207)三頁の注(3)。

(227) 管欧・前掲注(207)の「自序」一頁。

(228) 鄭玉波は京都帝国大学を卒業した後、台湾省立法商学院講師・副教授を経て、一九五八年に政治大学副教授に、一九六一年に台湾大学法律学系副教授に任じられ、一九六五年に教授となった。輔仁大学・中国文化学院・財務学校・銘伝商專等の教授および司法官訓練所講座を兼任した。一九七六年に司法院大法官に任じられた(中華民國当代名人録編輯委員會編『中華民國当代名人録(第一冊)』(台湾中華書局、一九七八年)一八〇頁参照)。

(229) 鄭玉波編『法律学概論』(三民書局、一九五六年)の「自序」一頁。

(230) 鄭玉波編『法学緒論』(三民書局、三版、一九六五年)の「再版序」一頁参照。なお再版の出版年は一九六二年である。

(231) 鄭玉波(黄宗樂修訂)『法学緒論(修訂新版)』(三民書局、一五版、一九九九年)の「作者簡介」参照。

(232) 鄭玉波(黄宗樂修訂)・前掲注(231)の「修訂版序」一頁参照。

(233) 梅謙次郎は一九一〇年、日韓併合の二日前に逝去した(潮見・利谷・前掲注(36)八九頁参照)。

(234) 蔡蔭恩『法学緒論』(蔡蔭恩、修訂三版、一九七四年)の「自序」一頁。

(235) 蔡蔭恩・前掲注(234)の「自序」二頁。

(236) 蔡蔭恩・前掲注(234)一〇二七頁参照。

(237) 台湾大学の科目表によれば、韓忠謨は一九六〇学年度から法律学系法学クラスの法学緒論(必修)を担当し、最後に担当したのは一九八〇学年度であった。通年科目であったため、講義は後期まで続き、一九八一年七月三一日までであった。

この間、一九六二学年度の担当教員についてのみ「韓忠謨(何尚先代行)」と注記され、また一九六六学年度の同クラスの担当教員は翁岳生に交替したが、他はいずれも韓忠謨が担当した。同時期の法律学系司法クラスの法学緒論については、大半は馬漢宝が担当した。その後、一九八一・一九八二学年度の法学クラスの法学緒論は、楊日然が担当した。一九八三・一九八四学年度、法律学系は法学緒論を休講とし、一九八五学年度に選択科目として法学緒論を開き、林文雄が担当した。

- (238) 韓忠諱・前掲注(7)の「自序」一～二頁。
- (239) 台湾大学の科目表によれば、法律学系／学院で法学緒論を主に担当したのは、当初は梅仲協、次いで韓忠諱および馬寶であり、そして林文雄、あるいは基礎法学講座の教員といえ、これには王泰升、顔厥安、陳妙芬、陳昭如、簡資修、莊世同が含まれる。もちろん時期によっては基礎法学講座以外の教員が担当したこともあった(また王泰升・前掲注(55)五一頁参照)。
- (240) 韓忠諱・前掲注(7)一七八～二九〇頁参照。
- (241) 王泰升・前掲注(55)六三頁参照。
- (242) 韓忠諱・前掲注(7)一九九頁参照。
- (243) 中興大学法商学院法律学系を卒業した学者による李岱教授の長寿を祝った論文集として、劉幸義主編『法学理論與文化・李岱教授祝壽論文集』(新学林、二〇〇八年)がある。
- (244) 李岱『法学緒論』(台湾中華書局、一九六六年)の「自序」一頁。
- (245) 姚淇清は民国中国において教育を受けた後にアメリカに留学し、イェール大学法学博士号(JSD)を取得し、一九五〇年に台湾に戻って台湾大学政治系に奉職し、前後して東呉大学、中興大学、文化大学等の法律系教授を兼任した。一九五七年に教育部国際合作委員会主任委員、一九六一年に教育部高等教育司長、一九六二年に教育部次長に任じられた。一九六六年にパリの国連教育科学文化機関(UNESCO)大使・常任代表に任じられた。一九七二年に帰国して台湾大学法学院に奉職し、一九七五年に同院長に任じられた(中華民国当代名人録編輯委員会編・前掲注(225)七三六頁参照)。
- (246) 劉得寛は日本統治を経験した本省人・客家人であり、幼少期には自宅で日本語を話していた。一九六〇年に台湾大学法律学系を卒業し、一九六八年に日本の東北大学法学博士号を取得し、またアメリカ・バージニア大学(一九七二～七三年)、ドイツ・テュービンゲン大学(一九七六～七七、七九年)で在外研究をした。博士号取得後に台湾に戻り、政治大学、台湾大学、文化大学、輔仁大学、東呉大学、東海大学、中央警官学校で教授を歴任した。一九八七年に日本の東海大学の法学教授に就任した(劉得寛・前掲注(14)の「著者簡介」、客委会「海外客家人奮闘故事」日本・劉得寛[http://www.randi.com.tw/hakka/pro.php?main_id=5&mid_id=34&cate_id=91]。最終アクセス日:二〇一八年八月一三日)参照)。
- (247) 梁宇賢は日本統治を経験した本省人であり、国立中興大学法商学院法学士・法学修士となり、アメリカのマイアミ大学

- で法学修士号、「范諸曼」(原文不明) 大学で法学修士号を取得した後、一九七六年から国立中興大学法商学院に奉職した。梁宇賢は同書の一頁を割いて「記念先師 李肇偉教授」と記した上で、「自序」においても李肇偉の創見を宣揚した(梁宇賢『法学縮論』(梁宇賢、一九九六年)の「自序」、「作者簡介」参照)。李肇偉は広西大学卒業後にフランスで法学修士号を取得し、広西大学で教鞭を執った。一九四九年に中華民国政府の台湾移転に伴い台湾に移住し、まず教育部編審に任じられ、一九五三年から台湾省立法商学院専任教授となり、一九七九年には中興法商学院法律学系教授として定年を迎え、同年に逝去した(国立台北大学校史館「傑出校友專輯・李肇偉」(https://drive.google.com/file/d/0B0IE_vG1hdBNzka0aXQeXdcVIE/view)。最終アクセス日:二〇一八年八月一四日)参照)。
- (248) 王海南はドイツ・ボン大学法学博士であり、政治大学法律系副教授であった(当時。以下同じ)。李太正は政治大学法学修士であり、国防管理学院法律系講師であった。法治斌はアメリカ・バージニア大学法学博士であり、政治大学法律系教授であった。陳連順は台湾大学法学博士候補者であり、国防管理学院法律系講師であった。顏厥安はドイツ・ミュンヘン大学法学博士であり、政治大学法律系副教授であった(王海南ほか・前掲注(14)の「作者簡介」参照)。著者の出身グループについて言えば、本省人もいれば、外省人もいる。
- (249) ここでは中華民国の法制度あるいは法秩序を「規範的事実」として観察しており、その法律上の宣明が何かを指摘することにより、台湾が一九四九年以降に事実上の国家を形成してきたという「政治的事実」と対比している(詳しくは王泰升『台湾法律史概論』(元照、五版、二〇一八年)一一七頁参照)。
- (250) 王海南ほか・前掲注(14)七八、八一〜八二頁。
- (251) 王海南ほか『法学入門』(元照、五版(修訂版)、二〇〇三年)六七〜七二頁参照。調べたところ、同書の第七版(二〇〇六年)は「わが国のヨーロッパ法の継受過程」における「わが国」を「中国」に改め、本文中の「中央政府の台湾移転後」を「国民政府の台湾移転後」に改めた。もっとも、一九四九年当時の中華民国法制においてはすでに「国民政府」はなかったため、「中華民國(中央)政府」の台湾移転とすべきであろう(王泰升・前掲注(249)一三六頁参照)。
- (252) 王海南ほか『法学入門』(元照、一五版、二〇一六年)七一頁参照。一四版(二〇一四年)の「序言」の日付は二〇一四年七月三日であることから、この改版は二〇一四年の「ひまわり学生運動」発生後であったことになる(原文については一四版(二〇一四年)七一頁参照)。

- (253) 陳惠馨はドイツ・レーゲンスブルク大学法学博士であり、政治大学法学院専任教授である（陳惠馨『法学概論』（三民書局、一五版、二〇一七年）の「作者簡介」参照）。
- (254) 陳惠馨・前掲注（14）の「自序」一頁。
- (255) 第一編は計一〇九頁、第二編は計二五八頁であった（陳惠馨・前掲注（14）一―三七〇頁参照）。
- (256) 台湾のテクノロジー界の期待する国際的な知的財産権訴訟を取り扱うことのできる裁判官・検察官・弁護士、企業界の期待するウォール街の弁護士に匹敵する人材、エンジニア界・医学界の期待するエンジニアの実務経験・医師臨床研修経験を兼ね備えた法律家、特に一般人の期待する社会の実状を洞悉し、社会の公義や人権のために身を挺する裁判官・検察官・弁護士である。事実上、いずれもが法学用語により構築された知識体系を運用する高度な能力を法律家が有しているか否かに帰結する。
- (257) 台湾の高等学校における法教育および近年の「市民と社会」課程要綱に関する問題については、洪瑞筠「台湾高中法治教育内容的法律程序管制史」（国立台湾大学法律学系修士論文、二〇一八年）一―二四五頁参照。
- (258) 王澤鑑『法律思維與民法実例：請求権基礎理論体系』（王慕華、一九九九年）二二七―二三二頁参照。Chisholm, Richard & Nettheim, Garth. *Understanding Law*, 4th ed., Sydney: Butterworths, 1992, pp. 22-33, 36-46, 64-76, 106-107.